

# 「交通事故証明書」の申請手続き

「交通事故証明書」は、警察から提供された証明資料に基づき、交通事故の事実を証明する書面です（自動車安全運転センター法第29条）。

## 1 申請ができる方

- (1) 交通事故の当事者（加害者、被害者）
- (2) 証明書の交付を受けることについて、正当な権利のある方  
（例 損害賠償の請求権がある親族・雇主、保険金の受取人等）

※警察に届出のない交通事故については、証明書の発行はできません。

## 2 申請方法

### (1) 郵便振替による申請

「交通事故証明書申込用紙」に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局で  
手数料1通につき600円  
に振込手数料を添えてお申し込み下さい。

申込用紙は、自動車安全運転センター事務所その他、警察署（分庁舎を含む）、交番、駐在所に備え付けてあります。

### (2) 自動車安全運転センター事務所での直接申請

【窓口受付 8:30～12:00、13:00～16:30】

窓口申請用紙に記入の上、手数料を添えてお申し込み下さい。

取扱い警察署等に照会のうえ、早ければ、その場で交付されます。

### (3) インターネット申請

自動車安全運転センターホームページの[交通事故証明書のインターネット申請](#)をクリックし、必要事項を入力し、手続きに従って、払込をしてください。

※ 交通事故の当事者（加害者、被害者）以外は、お申込みはできません。

## 3 証明書の発行

- (1) 郵送による発行は、郵便の都合で到着するまで7～10日かかる場合があります。
- (2) 窓口での発行は、取扱い警察署等に照会のうえ、データが登録されている場合は、当日交付されます。

## 4 お問合せ先

自動車安全運転センター福島県事務所

〒960-2261 福島市町庭坂字大原1-1

TEL 024-591-4111